

会 告

平成 19 年度 (2007) 会費納入のお願い

日本核医学会は平成 17 年 11 月 21 日をもって有限責任中間法人日本核医学会となりました。これに伴い、これまでの正会員の方は、定款第 3 章第 7 条に規定する以下のいずれかの会員に区分されます。

正 会 員：核医学領域の診療又は研究に従事する医師その他の個人

一般会員：核医学領域の診療又は研究に従事する医師でない個人

医師の方は正会員となりますが、医師以外の会員の方は正会員か一般会員かいずれかを選択していただきます。正会員と一般会員とを区分するのは、厚生労働省の告示に基づき、核医学専門医資格を広告できるようにするのが目的であり、この両会員の学会内部における立場や選挙権・被選挙権などにおいて全く同格です。

正 会 員 年額 15,000 円

一般会員 年額 12,000 円

学生会員 年額 5,000 円

(平成 19 年度：2007 年度 平成 19 年 9 月 1 日～20 年 8 月 31 日)

名誉会員及び功労会員は、会費が免除されます。

賛助会員 (1 口 10 万円)、図書購読会員については、別途直接ご請求申し上げます。

学生会員会費は、一般会員会費 (平成 19 年度 12,000 円) より低い金額で、会員としての権利が一般会員とは異なります。下記の規定を承諾した上で、学生会員として入会をご希望される方は、書面・FAX・E-mail で (中) 日本核医学会事務局までご連絡ください。

学生会員規定

- (1) この法人の目的に賛同する医師以外の大学または大学院に在籍する学生とする。(定款第 3 章第 7 条)
- (2) 申し込み、および更新には身分証明書または在学を証明するものを提示する。(細則第 5 章第 17 条)
- (3) 有資格期間は最長 5 年間とする。(細則第 5 章第 18 条)
- (4) 学生会員は、評議員の選挙権、被選挙権をもたない。(細則第 5 章第 19 条)
- (5) 学生会員は専門医受験資格および学会賞応募資格をもたない。(細則第 5 章第 19 条)

なお、会員種別により年会費が異なりますので、上記の金額をご確認の上、納入していただきますようお願いいたします。

お支払方法

郵便振替 00180-5-741770 (同封用紙をご利用ください。)

銀行振込 みずほ銀行駒込支店 普通 1029314

口座名： 有限責任中間法人 日本核医学会

連絡先：有限責任中間法人日本核医学会事務局

〒113-0021 文京区本駒込 2-28-45

(社) 日本アイソトープ協会 本館 3 階

Tel: 03-3947-0976 Fax: 03-3947-2535

E-mail: jsnm@mtj.biglobe.ne.jp

第 47 回日本核医学会学術総会会場 (仙台国際センター) の学会事務局で会費の納入を受け付けております。是非 ご利用ください。